

# 公益社団法人福島明星厚生学院定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島明星厚生学院（以下「本法人」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、地域の保健・医療・福祉の充実を図るためのチーム医療の一員となる看護師を育成する事業を行うことにより、地域で生活する人々の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 看護師養成所（福島看護専門学校）の設置運営
- (2) 保健・医療・福祉に関する事業
- (3) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
  - (3) 特別会員 本法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推戴された者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 賛助会員及び特別会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会員の資格の取得)

第6条 本法人の正会員又は賛助会員となろうとする者は、理事会で定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、特別会員については、この限りではない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 失踪宣言を受けたとき
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 総正会員が同意したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が退会し、又は資格喪失した場合、その既に納入した会費その他金品は返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において前3項の規定の通用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。

## 第5章 役員、顧問及び参与

(役員)

第20条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(顧問・参与)

第27条 本会に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問 3名以内
- (2) 参与 3名以内
- 2 顧問及び参与は次の職務を行う。
  - (1) 顧問は理事長の諮問に応じ、又は本法人の運営に関し、理事長に参考意見を述べることができる。
  - (2) 参与は理事会から諮問された専門的事項について業務に参画し、又、理事会に出席し、参考意見を述べることができる。
- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会の決議を得て、理事長が行う。
- 4 顧問及び参与の報酬は無償とする。
- 5 顧問及び参与の任期は、これを委嘱した理事長の任期による。

(損害賠償責任の免除)

第28条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にも関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 財産及び会計

### (事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第35条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第36条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

(6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間に備え置き、一般の閲覧に供する。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した事項

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規程第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公 告)

第42条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 看護学校

(設 置 等)

第43条 本法人事業を推進するため、看護学校を設置する。

2 看護学校に事務部及び教務部を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

## 第11章 補 則

(委 任)

第44条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の最初の理事長（代表理事）は、小山菊雄とし、常務理事（業務執行理事）は、丹治伸夫とする。

令和5年度

公益社団法人 福島明星厚生学院 役員名簿

	会 員 名	所属／代表者
代表理事	岡野 誠	福島市医師会長
常務理事	横田 崇	大森中央クリニック院長
理事	佐藤 武寿	福島県医師会長
理事	三宅 弘章	笹木野みやけ内科外科 院長
理事	望木 昌彦	学校法人尚志学園 理事長
理事	古関 隆史	元 福島看護専門学校長
理事	渡辺 艶子	福島看護専門学校 校長
監事	齋藤 芳久	元 福島市医師会 事務局長
監事	寺島 長司	元 あづま脳神経外科 事務局長
顧問	小山 菊雄	元 小山整形外科 院長
参与	桜田 葉子	福島学院大学 学長

法人会員数
個人会員 27
団体会員 17

令和5年6月23日現在



## 議案第1号 令和4年度事業報告の承認について

令和4年度における事業実績は、次のとおりである。

### 1. 運営について

#### (1) 会員等の現況

H4. 4. 1	入会	退会	R5. 3. 31	内訳
45	3	4	44	個人 27
				団体 17

\* 福島市、伊達及び安達医師会長へ会員加入の依頼をする(R5. 1～2月)

#### (2) 令和4年度における職員の動向

年度当初 15名 途中採用 1名 途中退職 1名 年度末退職 1名  
年度末 14名 内訳 副校長(兼教務主任)1、専任教員8、教員1  
事務長1、事務主任1、司書1、主事1

#### (3) 事業収益

前年度比で学生数の減、授業料減免対象者の増等により、学生納付金としては814万円、事業収益では850万8千円減収となった。

#### (4) 補助金

国・県より運営費補助1,782万1千円 ほか、教育強化支援補助442万2千円、コロナ整備補助264千円、ワクチン接種補助13万円、授業料減免補助6,020千円、福島市より専修学校運営補助71万2千円、結核予防事業補助3万円及び福島県医師会から10万円等計29,499,800円 の支援を受けた。

#### (5) 寄付金(敬称略)

一社)福島市医師会、福島赤十字病院、公財)仁泉会、社医)秀公会、一財)大原記念財団、福島医療生協、公立藤田総合病院、済生会福島総合病院、医)白寿会、公財)湯浅報恩会、社医)福島厚生会、一財)桜ヶ丘病院、医)辰星会、医)敬愛会、南東北福島病院、しのぶ病院及び渡邊艶子から 17口 計336万円 の御寄付があった。  
前年比では、67万円の減であった。

#### (6) 資金管理計画の策定と計画的積立て

令和3年度に借入金返済が完了したことを見据え、経年劣化の出始めた建物等の修繕の財源や少子化の影響等から学生確保困難な場合の財源確保も考慮した資金管理計画を令和3年2月開催の理事会で承認、策定した。計画の初年度は令和3年度で、計画期間は22年。

令和4年度は、建物修繕、建物付属設備、財政安定の各積立資産に、それぞれ300万円、200万円、100万円ずつ積立てを行いました。

(7) 公益社団法人の活動

オープンキャンパスと合わせて実施している[市民看護体験]や「ふくしま市民フォーラム」の共催については、コロナ禍のため実施できなかった。また、高校・中学校等から「出前講座」、教材等の貸し出しの要請については例年どおり協力した。

2. 教育について

(1) 学生数等の推移

令和4年度は総定員を上回り、4月 在籍者数128人でスタートした。

- ・3年生 44人
- ・2年生 43人
- ・1年生 41人

(2) 第14回卒業生について

・卒業生は44人。

・進路状況は、就職43人(県北地域30人、県中地域3人、県外10人) 進学1人

(県内の12病院に就職 福島赤十字病院、大原総合病院、北福島医療センター、わたり病院、済生会福島総合病院、あづま脳神経外科病院、公立藤田総合病院、二本松病院、桜ヶ丘病院、寿泉堂総合病院、総合南東北病院、星総合病院)

なお、第112回看護師国家試験合格者は39人、准看護師試験合格者は44人である。

(3) 第17回入学試験について(令和5年度入学生)

応募者66人 合格者発表数 54人 入学者 39人

- ・推薦14人 ・社会人枠5人 ・一般選抜7人 ・追加募集13人

以下は、令和4年度の月次業務実績報告である。

公益社団法人福島明星厚生学院・福島看護専門学校 事業月次報告

月	日	法人業務実績	日	学校実績
4	1	辞令交付	4	始業式
			5	第17回入学式
			11、12	1年生学内研修
			19～	3年生臨地実習開始(～12月)
5	18	法人監査	6	健康診断
	26	理事会(事業・決算の承認等)	中旬	1回目高校訪問
	26	県看護学校協議会総会(Zoom)	21	第15回後援会総会
6	23	理事会・定時総会(事業・決算の報告承認等)	上旬 7～	学生募集要項発送開始 2年生臨地実習開始(～1月)

月	日	法人業務実績	日	学校実績
7	10 26	市民看護体験(中止) 学校評価委員会	9 20 29 30	オープンキャンパス 第13回 同窓会総会(zoom 開催) 夏休前集会 夏季休業(～8/21)
8			5 22 23	わらじ祭(不参加) 夏休み明集会 3年生ケーススタディ発表会
9	22	理事会(実習指導教員賃金申合せ)	上旬 26-10/7	2回目高校訪問 願書受付(推薦・社会人枠)
10			1 14 22	後期始業式、共同募金活動は中止 第16回戴帽式(40人) 推薦、社会人入学試験
11	24 28	県看護学校協議会総会 学校評価委員会	上旬 4 24～12/9	スポーツ大会(中止) 推薦、社会人枠合格発表 願書受付(一般選抜)
12	8	理事会(予算の補正)	2 16 17	3年生臨地実習終了 冬休前集会 冬季休業(～1/9)
1			5、6 16 31	入学試験(一般選抜) 合格発表 入学試験(追加募集)
2	上旬 16	ふくしま市民フォーラム 福島市・福島市医師会との共催(中止) 理事会(次年度事業計画・予算案等の承認)	10 12 14 17	入学試験(追加募集、2/19) 第112回看護師国家試験 准看護師試験 懇話会(書面開催)
3	16 27	理事会・臨時総会(次年度事業計画・予算案等の承認) 学校評価委員会	2 3 5 14	同窓会入会式 第14回卒業式 入学試験(追加募集3/6, 3/19, 3/26) 終業式

\*教養講座(コロナ禍のため、11月に「消防団の地域活動」のみ実施)

## 貸借対照表

公益社団法人福島明星厚生学院

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	31,917,318	34,722,172	△ 2,804,854
未収金	11,069,300	9,525,412	1,543,888
前払金	487,350	297,550	189,800
立替金	0	247,050	△ 247,050
流動資産合計	43,473,968	44,792,184	△ 1,318,216
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
役員等退任給与引当資産	3,240,000	2,880,000	360,000
退職給付引当資産	62,767,100	64,254,400	△ 1,487,300
建物修繕積立資産	5,518,400	6,859,000	△ 1,340,600
建物付属設備修繕積立資産	2,943,000	3,000,000	△ 57,000
財政安定資産	5,500,000	4,500,000	1,000,000
特定資産合計	79,968,500	81,493,400	△ 1,524,900
(2) その他固定資産			
建物	310,694,960	320,996,550	△ 10,301,590
建物付属設備	1,729,897	0	1,729,897
構築物	452,217	544,800	△ 92,583
什器備品	5,438,630	5,554,116	△ 115,486
土地	90,000,000	90,000,000	0
什器備品更新積立資産	1,676,957	3,070,800	△ 1,393,843
経営安定準備資産	14,500,000	17,000,000	△ 2,500,000
出資金	100,000	100,000	0
従業員長期貸付金	1,300,000	1,300,000	0
その他固定資産合計	425,892,661	438,566,266	△ 12,673,605
固定資産合計	505,861,161	520,059,666	△ 14,198,505
資産合計	549,335,129	564,851,850	△ 15,516,721
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	17,273,762	16,448,604	825,158
前受金	23,700,000	25,200,000	△ 1,500,000
預り金	822,114	724,787	97,327
流動負債合計	41,795,876	42,373,391	△ 577,515
2. 固定負債			
役員等退任給与引当金	3,240,000	2,880,000	360,000
退職給付引当金	62,767,100	64,254,400	△ 1,487,300
固定負債合計	66,007,100	67,134,400	△ 1,127,300
負債合計	107,802,976	109,507,791	△ 1,704,815
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 79,968,500 )	( 21,856,400 )	( 58,112,100 )
正味財産合計	441,532,153	455,344,059	△ 13,811,906
負債及び正味財産合計	549,335,129	564,851,850	△ 15,516,721

正味財産増減計算書

公益社団法人福島明星厚生学院

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	2,390,000	2,335,000	55,000
正会員受取会費	2,260,000	2,205,000	55,000
賛助会員受取会費	130,000	130,000	0
事業収益	125,862,466	134,371,200	△ 8,508,734
学生納付金収益	123,970,866	132,111,200	△ 8,140,334
手数料収益	1,891,600	2,260,000	△ 368,400
受取補助金等	29,499,800	30,044,080	△ 544,280
受取地方公共団体補助金	29,239,800	29,084,000	155,800
受取その他補助金	260,000	960,080	△ 700,080
受取寄付金	3,360,000	4,030,000	△ 670,000
受取寄付金	3,360,000	4,030,000	△ 670,000
雑収益	946,294	505,623	440,671
受取利息	3,742	9,161	△ 5,419
雑収益	942,552	496,462	446,090
経常収益計	162,058,560	171,285,903	△ 9,227,343
(2) 経常費用			
事業費	165,634,397	169,020,648	△ 3,386,251
給料手当	75,904,747	78,135,876	△ 2,231,129
賃金	4,622,250	4,802,360	△ 180,110
福利厚生費	13,497,371	14,898,372	△ 1,401,001
諸謝金	19,116,056	20,565,680	△ 1,449,624
会議費	42,455	47,962	△ 5,507
旅費交通費	3,106,592	2,801,867	304,725
通信運搬費	906,861	901,570	5,291
図書費	637,782	764,123	△ 126,341
消耗什器備品費	136,530	667,705	△ 531,175
消耗品費	1,867,779	2,066,429	△ 198,650
修繕費	1,795,274	1,490,713	304,561
印刷製本費	514,580	796,093	△ 281,513
光熱水費	7,603,202	5,161,105	2,442,097
使用料賃借料	8,674,943	8,269,418	405,525
保険料	508,640	493,820	14,820
支払手数料	660,863	918,705	△ 257,842
支払負担金	509,260	529,390	△ 20,130
委託費	3,311,540	2,860,355	451,185
交際費	193,911	166,657	27,254
広告費	1,417,636	705,100	712,536
建物減価償却費	13,910,080	13,837,919	72,161
建物付属設備減価償却費	310,748	0	310,748
什器備品減価償却費	1,509,329	1,082,012	427,317
退職給付費用	4,875,968	7,001,986	△ 2,126,018

科 目	当年度	前年度	増 減
支払利息	0	55,431	△ 55,431
管理費	10,236,069	10,328,261	△ 92,192
給料手当	5,229,150	5,300,547	△ 71,397
福利厚生費	779,517	808,110	△ 28,593
会議費	124,031	117,082	6,949
旅費交通費	298,375	258,965	39,410
通信運搬費	100,762	60,104	40,658
消耗品費	87,624	7,460	80,164
修繕費	94,488	78,458	16,030
光熱水費	400,169	271,637	128,532
使用料賃借料	963,882	918,824	45,058
保険料	26,770	25,991	779
支払手数料	73,429	102,078	△ 28,649
租税公課	0	48,400	△ 48,400
支払負担金	81,300	94,600	△ 13,300
委託費	174,292	150,545	23,747
交際費	0	30,000	△ 30,000
役員等退任給付費用	360,000	310,000	50,000
退職給付費用	601,232	865,414	△ 264,182
建物減価償却費	732,110	728,311	3,799
建物付属設備減価償却費	16,355	0	16,355
構築物減価償却費	92,583	148,818	△ 56,235
支払利息	0	2,917	△ 2,917
經常費用計	175,870,466	179,348,909	△ 3,478,443
当期經常増減額	△ 13,811,906	△ 8,063,006	△ 5,748,900
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,811,906	△ 8,063,006	△ 5,748,900
一般正味財産期首残高	455,344,059	463,407,065	△ 8,063,006
一般正味財産期末残高	441,532,153	455,344,059	△ 13,811,906
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	441,532,153	455,344,059	△ 13,811,906

財 産 目 録

公益社団法人福島明星厚生学院

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
<b>(流動資産)</b>				
	現金	手元保管	運転資金として	84,858
	預金	福島信用金庫本店	運転資金として	6,868,509
		福島信用金庫本店(校長名義)	運転資金として	13,800,019
		大東銀行福島支店	運転資金として	1,106,010
		東邦銀行方木田支店	運転資金として	362,073
		ゆうちょ銀行振替口座(当座)	運転資金として	9,695,849
		未収金	未収授業料	授業料・実習費
	未収補助金		福島県運営補助金等	10,959,800
	その他未収金		手数料・寄附金	42,600
	前払金	費用前払い		487,350
流動資産合計				43,473,968
<b>(固定資産)</b>				
<b>特定資産</b>				
	役員等退任給与引当資産	福島信用金庫	役員の退職に備えたもの	3,240,000
	退職給付引当資産	福島信用金庫	職員の退職に備えたもの	62,767,100
	建物修繕積立資産	大東銀行福島支店		5,518,400
	建物付属設備修繕積立資産	大東銀行福島支店		2,943,000
	財政安定資産	大東銀行福島支店		5,500,000
<b>その他固定資産</b>				
	建物	福島看護専門学校	学校運営及び管理業務使用	310,694,960
	建物付属設備	福島看護専門学校		1,729,897
	構築物	職員用駐輪場、自動ドア		452,217
	什器備品	看護学校用	教材備品	5,438,630
	土地	福島市栄町1-37		90,000,000
	什器備品更新積立資産	大東銀行福島支店	将来に備えたもの	1,676,957
	経営安定準備資産	福島信用金庫・大東銀行	常時運営費	14,500,000
	出資金	福島信用金庫		100,000
	従業員長期貸付金	1件		1,300,000
固定資産合計				505,861,161
資産合計				549,335,129
<b>(流動負債)</b>				
	未払金		3月費用、積立未払い	17,273,762
	前受金	前受入学金	令和3年度入学手続き者分	12,000,000
		前受施設設備資金	令和3年度入学生分	11,700,000
	預り金	雇用保険料ほか	預かり金	822,114
流動負債合計				41,795,876
<b>(固定負債)</b>				
	役員等退任給与引当金	令和5年3月末日時点	役員分	3,240,000
	退職給付引当金	令和45年3月末日時点	従業員分	62,767,100
固定負債合計				66,007,100
負債合計				107,802,976
正味財産				441,532,153

# 公益社団法人福島明星厚生学院

## 令和5年度事業計画

平成25年公益社団法人へ移行し11年となり、なお一層地域に貢献し看護師育成に努めることを求められている。

法人の主要事業である福島看護専門学校は、3年課程の新生看護師養成校として平成19年に発足してから17年を迎えた。少子化・大学進学化傾向が進む中、毎年入学定員を確保し今日に至っているが、今後の高校卒人口（18歳）の激減や進路の多様化などを考えると、大変厳しい状況が推測される。

本法人は、「地域で生活している人々に視点をおき、地域の保健・医療・福祉の充実を図るためのチーム医療の一員としてその役割を担うこと」を、学校の教育理念と掲げている。「生命の尊厳」と「人権の尊重」を基盤に、看護師として必要な知識・技術・態度を習得し、広い視野と柔軟な思考・豊かな感性と創造性を育み、倫理観と探究心を持ち、自ら判断し行動できる看護師を育成するものであり、教職員の情熱と関係者の支援のもと、学生は常日頃勉学に勤しんでいる。卒業生の8割以上が県北地域の医療機関等に従事して、地域医療の担い手の育成に寄与してきた。

また、平成21年度から借入金の返済をしてきたが、令和3年度で返済は完了しました。しかしながら、教員の確保、教材の更新、建物・設備の修繕・更新等の財源の捻出は非常に厳しい状況であり、引き続き会員の増強や関係機関への支援要請を積極的に推進し健全経営に努める所存である。

重点事項は次のとおりとする。

### 1. 学生確保対策

少子化の進む中、学生の確保にあたっては 高等学校訪問の実施、進路ガイダンスへの参加、オープンキャンパスや日常的な学校公開、学校案内の冊子「スクールガイド」の工夫、「学生募集」のポスター作製、積極的な広報など実効効果のある方策を実施する。

入試選抜方法も、一般選抜のほか、推薦選抜及び社会人選抜を引き続き行い、優秀な学生の確保に努める。

### 2. 寄付金の要望

看護学校の施設・設備等の整備になお一層の充実を図るため、寄付金を広く



募り支援を仰ぐ。

### 3. 地域との連携

地域に根差した看護師養成機関として、人材育成の必要性をアピールするとともに、公益社団法人として開かれた学校として地域の行事・催し物等に積極的に参加するなどして、「医療と看護の連携」について広く地域の人々に伝えていくとともに、小・中学生に対しては看護に興味持ってもらう活動を行なって行く。地域の人々が催す会合には、学校を開放し学校を知ってもらう。

### 4. 学校運営と外部意見の尊重

より良い学校運営を目指して、懇話会及び外部評価委員会を開催し、医師会・実習施設等の関係機関や、外部等の有識者の方々からご意見をいただく。また、本校の特色と存在意義を積極的に広報するなど、対策を講じる。

### 5 資金需要に備えた資金積立

本校の建物は平成19年に竣工して以来17年を迎えており、今後建物、設備の大規模修繕が必要となる。

また、少子化の影響で近い将来入学生確保が困難となる状況も想定される。これらの資金需要に備え、令和3年度に策定した資金積立計画に基づき積立を行う。

### 6 ICTを活用した看護教育

令和4年度から新カリキュラムが施行されたことに伴い、ICT教育の定着に向け、計画的かつ段階的な施策を実施し、効果的な看護教育の充実を目指していく。

\*令和5年度の月次計画は、次のとおりとする。

#### 公益社団法人福島明星厚生学院・福島看護専門学校 事業月次計画

月	日	法人事業計画	日	学校事業計画
4	下旬	外部評価委員会	4 5 11~12 18~	始業式 第17回入学式 学内研修(1年生) 臨地看護実習開始(3年生)
5	下旬 下旬 下旬	法人監査 法人理事会 県看護学校協議会	2 20 下旬~	健康診断 後援会総会 高校訪問(~7月上旬)
6	下旬	法人理事会・定時総会	上旬 中旬	学生募集要項発送 同窓会総会

7			1 5	オープンキャンパス
月	日	法 人 事業計画	日	学 校 事業計画
8	下旬 下旬	県看護学校協議会 日本看護学校学会	2 上旬 2 5	夏季休業（～8月22日） 福島市行事参加（わらじ祭） ケースタディ発表会（3年）
9	下旬	法人理事会	4	防災訓練
1 0			1 中旬～ 1 3 1 6 2 1	後期始業式・共同募金活動 学生募集開始（推薦・社会人） 戴帽式 ローレル祭 入学試験（推薦・社会人）
1 1	下旬 下旬	県看護学校協議会 外部評価委員会	3 0	臨地看護実習終了（3年生）
1 2	上旬	法人理事会	上旬～ 下旬～	学生募集開始（一般選抜） 冬季休業（～1月）
1			5、6 1 6 17～22	入学試験（一般選抜） 合格者発表 入学手続
2	1 6 下旬	「懇話会」 法人理事会	中旬 中旬 1 4 1 6	准看護師試験 看護師国家試験 新入生オリエンテーション 講師会・実習指導者会（懇話会）
3	下旬 下旬	法人理事会・臨時総会 外部評価委員会	5 7、8 1 5 中旬～	卒業式 解剖見学・実習（1、2年生） 終業式 学年末休業

\*教養講座（年間5回開催予定）

# 監査報告書

公益社団法人 福島明星厚生学院

理事長 岡野 誠 様

私たち監事は、公益社団法人福島明星厚生学院の令和 4年 4月 1日から令和 5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私達は、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

- (1) 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和 5年 5月16日

公益社団法人福島明星厚生学院

監事

齋藤 芳久



監事

寺島 長司



## 貸借対照表

公益社団法人福島明星厚生学院

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	46,162,014	32,639,495	13,522,519
未収金	8,191,352	12,140,100	△ 3,948,748
前払金	376,150	0	376,150
立替金	221,508	185,460	36,048
流動資産合計	54,951,024	44,965,055	9,985,969
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
役員等退任給与引当資産	3,250,000	2,940,000	310,000
退職給付引当資産	56,387,000	50,363,600	6,023,400
特定資産合計	59,637,000	53,303,600	6,333,400
(2) その他固定資産			
建物	335,562,780	350,129,010	△ 14,566,230
構築物	693,618	757,188	△ 63,570
什器備品	2,090,928	1,164,310	926,618
土地	90,000,000	90,000,000	0
什器備品更新積立資産	8,053,000	8,053,000	0
建物修繕積立資産	6,859,000	6,859,000	0
経営安定準備資産	34,000,000	41,000,000	△ 7,000,000
出資金	100,000	100,000	0
従業員長期貸付金	0	550,000	△ 550,000
その他固定資産合計	477,359,326	498,612,508	△ 21,253,182
固定資産合計	536,996,326	551,916,108	△ 14,919,782
資産合計	591,947,350	596,881,163	△ 4,933,813
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	26,554,928	17,487,383	9,067,545
前受金	26,100,000	26,100,000	0
預り金	864,357	214,553	649,804
流動負債合計	53,519,285	43,801,936	9,717,349
2. 固定負債			
長期借入金	15,384,000	30,768,000	△ 15,384,000
役員等退任給与引当金	3,250,000	2,940,000	310,000
退職給付引当金	56,387,000	50,363,600	6,023,400
固定負債合計	75,021,000	84,071,600	△ 9,050,600
負債合計	128,540,285	127,873,536	666,749
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	463,407,065	469,007,627	△ 5,600,562
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 6,333,400 )	( 5,560,000 )	( 773,400 )
正味財産合計	463,407,065	469,007,627	△ 5,600,562
負債及び正味財産合計	591,947,350	596,881,163	△ 4,933,813

## 貸借対照表

令和2年3月31日現在

公益社団法人福島明星厚生学院

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	32,639,495	24,332,106	8,307,389
未収金	12,140,100	11,157,600	982,500
前払金	0	99,280	△ 99,280
立替金	185,460	23,360	162,100
流動資産合計	44,965,055	35,612,346	9,352,709
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
役員等退任給与引当資産	2,940,000	2,000,000	940,000
退職給付引当資産	50,363,600	45,743,600	4,620,000
特定資産合計	53,303,600	47,743,600	5,560,000
(2) その他固定資産			
建物	350,129,010	364,695,240	△ 14,566,230
構築物	757,188	479,758	277,430
什器備品	1,164,310	1,595,703	△ 431,393
土地	90,000,000	90,000,000	0
什器備品更新積立資産	8,053,000	7,200,000	853,000
建物修繕積立資産	6,859,000	6,200,000	659,000
経営安定準備資産	41,000,000	45,502,864	△ 4,502,864
出資金	100,000	100,000	0
従業員長期貸付金	550,000	1,100,000	△ 550,000
その他固定資産合計	498,612,508	516,873,565	△ 18,261,057
固定資産合計	551,916,108	564,617,165	△ 12,701,057
資産合計	596,881,163	600,229,511	△ 3,348,348
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	17,487,383	4,816,520	12,670,863
前受金	26,100,000	28,200,000	△ 2,100,000
預り金	214,553	357,151	△ 142,598
流動負債合計	43,801,936	33,373,671	10,428,265
2. 固定負債			
長期借入金	30,768,000	46,152,000	△ 15,384,000
役員等退任給与引当金	2,940,000	2,000,000	940,000
退職給付引当金	50,363,600	45,743,600	4,620,000
固定負債合計	84,071,600	93,895,600	△ 9,824,000
負債合計	127,873,536	127,269,271	604,265
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 5,560,000 )	( 7,085,300 )	( △ 1,525,300 )
正味財産合計	469,007,627	472,960,240	△ 3,952,613
負債及び正味財産合計	596,881,163	600,229,511	△ 3,348,348